

# 労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで!

## 河本社 労 士 事 務 所

(編集担当: 伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-26 船場 IS ビル 5F Tel: 06-6264-6264 Fax: 06-6264-6265

### 「働き方改革」関連法案の概要

働き方改革関連法律案が、2018年6月29日に成立しました。来年2019年4月から施行する内容もあります。



(1) 残業時間の上限規制 (労働基準法、労働安全衛生法) ⇒大企業 2019年4月(中小企業 2020年4月)施行

**現行**  
・36 協定による時間外労働の上限について、月 45 時間、年 360 時間を原則。  
・特別条項での時間延長について、限度が無し。

**改正**  
臨時的な特別な事情がある場合でも、**年720時間、月100時間未満**(休日労働含む)、**2~6ヶ月平均 80時間**(休日労働含む)を限度に設定。**違反すると懲役や罰金。**

(2) 有休取得の義務化 (労働基準法、労働安全衛生法) ⇒2019年4月施行

**現行**  
労働基準法第 39 条にて、年次有給休暇を付与することが義務付けられている。ただし、実際に取得させることまでは義務付けられていない。

**改正**  
10 日以上<sup>※</sup>の年次有給休暇が付与される労働者に対し、**5日**について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。

(3) 勤務間インターバル制度 (労働時間等設定改善法) ⇒2019年4月施行

**現行**  
なし

**改正**  
事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。

(4) 割増賃金率の猶予措置廃止 (労働基準法) ⇒中小企業 2023年4月施行

**現行**  
大企業では、月 60 時間を超える時間外労働を行なった場合、50%以上の割増賃金を支払う義務がある。ただし、中小企業では、当面の間は猶予で 25%以上。

**改正**  
月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率について、中小企業への猶予措置を廃止する。**50%以上**の割増賃金を支払う義務がある。



(5) 産業医の機能強化 (労働安全衛生法等) ⇒2019年4月施行予定

**現行**  
労働安全衛生法第 13 条にて、一定規模以上の事業場について、産業医を選任し、専門家として労働者の健康管理等に当たらせることとなっている。

**改正**  
事業者から、産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供することを義務付けるなど、産業医・産業保健機能の強化を図る。

(6) 同一労働同一賃金 ⇒大企業 2020年4月(中小企業 2021年4月)施行

**現行**  
・短時間労働者・有期契約労働者の待遇の相違は「職務内容」「配置の変更の範囲」「その他の事情」を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。(パートタイム労働法 8 条)(労働契約法 20 条)

**改正**  
正社員と非正規労働者の待遇に不合理な差をつけることを禁止。  
①基本給の均等・均衡待遇の確保  
②各種手当の均等・均衡待遇の確保  
③休暇・福利厚生・教育訓練の均等・均衡待遇の確保 等



(7) 高度プロフェッショナル ⇒2019年4月施行

内 容	・年収 1075 万円以上の一部専門職を労働時間規制から除外 ・年 104 日以上の休日取得義務 ・働いた時間ではなく成果で評価 ・働いた時間ではなく成果で評価 ・一度適用されても本人の意思で離脱可能
-----	--



◇施行時期まとめ◇

2019年4月施行	・有休取得の義務化	2020年4月施行	・残業時間の上限規制 (中小企業)
	・高度プロフェッショナル		・同一労働同一賃金 (大企業)
	・勤務間インターバル制度	2021年4月施行	・同一労働同一賃金 (中小企業)
	・産業医の機能強化	2023年4月施行	・割増賃金率の猶予措置廃止
	・残業時間の上限規制 (大企業)		

就業規則などの規程の整備、新たな 36 協定の締結など、会社として様々な対応が必要となります。河本社労士事務所より、今後もホームページやアプリなどで、法改正の最新情報をお伝えさせていただきます。

Android の方 iPhone の方

助成金情報や法改正情報を**無料**で手に入れられる

アプリはこちらから!

